

第50回人権を理解する作品コンクール実施要領

1 主催

名古屋法務局・愛知県人権擁護委員連合会
愛知人権啓発活動ネットワーク協議会・株式会社中日新聞社

2 後援

愛知県教育委員会・愛知県内各市町村教育委員会（別紙1のとおり）

3 協賛

株式会社名鉄百貨店・株式会社名古屋グランパスエイト

4 目的

次代を担う小・中学生が「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、平等である。」とする人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けることを目的とする。

5 課題

次に掲げる人権課題からテーマを一つを選び、ポスター、書道、標語を作製する。

- ・男女差別 ・いじめ ・児童虐待 ・高齢者 ・障害者 ・部落差別（同和問題）
- ・外国人 ・ハンセン病 ・インターネットにおける人権侵害
- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ・性的指向・性自認（性同一性）
- ・新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等
- ・その他人権に関するもの

6 応募規定

(1) 対象者

愛知県内の小学校及び中学校（外国人学校、特別支援学校、義務教育学校及び中等教育学校を含む。）に在学する児童・生徒

(2) 作品

- ① ポスター（規格：四つ切り画用紙大（約39cm×54cm））
- ② 書道（規格：半紙大（約33cm×24cm）、楷書又は行書）
- ③ 標語（規格：A5（約15cm×21cm）、縦書き）

※作品は、できる限り丸めないで提出すること。

また、書道の作品の裏打ちは、原則禁止とし、半紙に学年及び氏名を記載すること。

(3) 応募点数

応募できる作品は各部門ごとに1人1点とし、1人でそれぞれの部門への応募も可能とする。なお、2人以上の合作は認めない。

(4) 応募期間

令和4年10月14日（金）から12月9日（金）まで（必着）

(5) 応募方法

- ① 児童・生徒は学校に提出し、学校から(6)の応募先に持参又は郵送すること。学校以外（絵画教室、書道教室等）から応募があった場合は、審査の対象としない。
- ② ポスターと書道は作品の裏面の右下に、次の「応募票」（別紙2）を貼り付けること。
- ③ 標語の提出に当たっては、「標語用紙」（別紙3）を使用すること。なお、別様式において提出する場合は、作品の表面に次の「応募票」を貼り付けること。

10cm以内

6 cm 以内	応募票（第50回）		協議会名	*
	学校名	市立・町立・村立・私立・国立 小・中 学校		
	学 年	年		
	ふりがな	-----		
	氏 名			

*あらかじめ、協議会名が記入された応募票を学校へ提供する

- ④ 作品の提出に当たっては、「人権を理解する作品コンクール集計表」（別紙4）を同封すること。

(6) 応募先

「応募作品提出先一覧表（別紙5）」のとおり。

7 第一次審査

(1) 審査員

各協議会から選出された人権擁護委員

(2) 審査方法

応募作品の中から、次の(3)の基準に基づいて第一次審査を実施し、第二次審査に推薦する作品を選出する。

なお、ポスターに描かれた文字及び書道の文字に誤字・脱字があるもの、学校以外（絵画教室、書道教室等）から応募があったもの、並びに応募票の貼付がないものは、原則として落選とする。

標語については、別表を参考にして、過去の入賞作品と同一又は類似の作品でないことを確認した上で第二次審査に推薦する。

(3) 作品選出数

ポスターの部：各協議会における各学年ごとの応募総数の10パーセント（小数点以下切捨て）

書道の部：各協議会における各学年ごとの応募総数の5パーセント（小数点以下切捨て）

標語の部：各協議会における各学年ごとの応募総数の1パーセント（小数点以下切捨て）

※1未満になる場合は1点を選出するものとする。

※「応募総数」とは、児童・生徒が本コンクールのために作製した作品数である。

(4) 送付期限等

各協議会は、選出した作品に、協議会名が記入された応募票が貼り付けられていることを確認し、部門別・学年ごとに仕分けた上で、「応募状況表」（別紙6）を添付して、令和4年12月22日（木）（必着）までに名古屋法務局人権擁護部宛て持参又は送付する。

8 第二次審査

(1) 審査員

主催団体が依頼した審査員

(2) 審査方法

一次審査において選出された作品から、次の(3)の基準に基づいて入賞作品を選出する。

(3) 入賞作品選出数

応募数に基づいて名古屋法務局人権擁護部が指定する数

9 賞の授与

① 最優秀賞 30点以内

② 優秀賞 60点以内

③ 入選 150点以内

④ 佳作 300点以内

以上の入賞者には、表彰状及び副賞を授与する。

なお、各賞の点数は、ポスター、書道、標語の入賞者の総合計である。

10 入賞者の発表及び作品の展示

(1) 発表

令和5年1月下旬に名古屋法務局ホームページ上で発表するほか、最優秀賞受賞者の学校名、学年及び氏名については、中日新聞紙上に掲載予定

(2) 表彰式

令和5年2月19日（日）に最優秀賞受賞者について表彰する。

※ただし、表彰式については新型コロナウイルス感染症の拡大状況により中止する可能性がある。

(3) 展示期間

令和5年2月16日（木）～21日（火）の6日間

(4) 表彰式会場及び展示会場

名鉄百貨店本店

(5) 展示作品

最優秀賞、優秀賞、入選、佳作の全作品を展示する。

展示会終了後、全ての作品を愛知県人権擁護委員連合会から各協議会へ送付する。

返送された作品は、各協議会で保管し、啓発活動等で積極的に活用することとする。

11 その他

(1) 応募作品は、未発表のもので他のコンクール等に応募予定のない作品とする。

(2) 応募作品の著作権は、全て主催団体に帰属し、主催団体の許可なくして作品を転載・発表することは行わない。また、応募作品は、返却しない。

(3) 主催団体が作品の転載・発表を許可する場合は、本人の許諾を求めない。

(4) 入賞作品については、作品・受賞者の学校名、学年及び氏名を公表する。優秀賞以上の作品については、「人権作品集」に収録し、県内小・中学校等関係機関に配布する。

(5) 応募者の個人情報については、本コンクールの目的以外での使用は一切行わない。

応募票 (第50回)		協議会名	春日井
学校名	市立・町立・村立・私立・国立 ----- 小・中学校		
学 年	年		
ふりがな	-----		
氏 名	-----		

応募票 (第50回)		協議会名	春日井
学校名	市立・町立・村立・私立・国立 ----- 小・中学校		
学 年	年		
ふりがな	-----		
氏 名	-----		

応募票 (第50回)		協議会名	春日井
学校名	市立・町立・村立・私立・国立 ----- 小・中学校		
学 年	年		
ふりがな	-----		
氏 名	-----		

応募票 (第50回)		協議会名	春日井
学校名	市立・町立・村立・私立・国立 ----- 小・中学校		
学 年	年		
ふりがな	-----		
氏 名	-----		

応募票 (第50回)		協議会名	春日井
学校名	市立・町立・村立・私立・国立 ----- 小・中学校		
学 年	年		
ふりがな	-----		
氏 名	-----		

応募票 (第50回)		協議会名	春日井
学校名	市立・町立・村立・私立・国立 ----- 小・中学校		
学 年	年		
ふりがな	-----		
氏 名	-----		

応募票 (第50回)		協議会名	春日井
学校名	市立・町立・村立・私立・国立 ----- 小・中学校		
学 年	年		
ふりがな	-----		
氏 名	-----		

応募票 (第50回)		協議会名	春日井
学校名	市立・町立・村立・私立・国立 ----- 小・中学校		
学 年	年		
ふりがな	-----		
氏 名	-----		

「人権を理解する作品コンクール」 標語の部

応募票 (第50回)		協議会名	春日井
学校名	市立・町立・私立・村立・私立・国立		
学年	小・中学校		
ふりがな			
氏名			



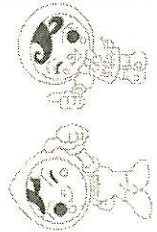
人権イメージキャラクター

人KENまる君

人KENあゆみちゃん

「人権を理解する作品コンクール」 標語の部

応募票 (第50回)		協議会名	春日井
学校名	市立・町立・私立・村立・私立・国立		
学年	小・中学校		
ふりがな			
氏名			



人権イメージキャラクター

人KENまる君

人KENあゆみちゃん